



Title	ニセコ町における観光振興の通史的振り返りと観光振興計画の評価：ニセコ町総合計画と観光振興計画の関わりを巡って
Author(s)	梅田, 滋
Citation	CATS 叢書 = CATS Library, 15, 1-13
Issue Date	2021-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/82090
Type	departmental bulletin paper
File Information	CATS15_1.pdf



ニセコ町における観光振興の通史的振り返りと観光振興計画の評価

——ニセコ町総合計画と観光振興計画の関わりを巡って——

梅田 滋

ニセコ町 集落支援員

北海道大学観光学高等研究センター 研究員

1. はじめに

本稿は大きく 2 つの内容から構成されている。

1 つは，ニセコ町の観光振興の経緯に関する歴史的観点からの検証であり，もう 1 つは現行のニセコ町観光振興計画のレビューとそこから導出されるニセコ町観光の課題の抽出である。

2. ニセコエリア¹⁾の観光史とその特徴

ニセコ町の観光振興の流れについて，5 期に分けて振り返ってみる。

現在のニセコ町の歩みは，真狩村から「狩太村」という名前で分村独立した 1901 年から始まる。この分村から始まる第 1 期というのは，1904 年に函館と小樽を結んで開通した北海道鉄道が地域の歴史に非常に大きなインパクトを及ぼした時期である。列車の乗客に対し羊蹄山登山と温泉を組み合わせる地域魅力を訴えたのが，ニセコエリア観光の最初の戦略であった。これを推進したのが，^{かわいあつのぶ}河合篤叙率いる蝦夷富士登山会である。ニセコエリアの観光は山岳デスティネーションから始まった，と言えるだろう。

第 2 期には，スキーがニセコエリアに入ってきた。1912 年，オーストリア＝ハンガリー帝国の軍人テオドール・エドラー・フォン・レルヒがスキーで羊蹄山に登ったのが，その嚆矢である。このスキーは，レジャーでも生活の足でもなく，軍事訓練に用いる装備と技術として持ち込まれた。これがスキーリゾートとしてのニセコの出自である。

第 3 期になってから，スキーはレジャー，レクリエーションの主要なツールとなり，スキー場が次々と開場した。そして第 4 期のペンションブームと国内資本による大型開発を経て，2000 年頃からの第 5 期にはオーストラリアからのスキーリゾート客がニセコエリアに来るようになった。このリゾート地としての国際化が，ニセコエリアの観光の様相を急激に変えていった。

序：ニセコ観光開発の120年を振り返る

■第1期(初期温泉開発入植期 1900～1910年頃)

～真狩村より分村1901、松岡農場・有島農場等大農場、北海道鉄道、温泉開発

■第2期(スキーリゾート揺籃期 1910～1960年頃)

～レルヒ中佐、秩父宮、青山温泉、極東のサンモリッツ、パウダースノー

■第3期(スキーリゾート確立期 1960～1980年頃)

～リフト、ひらふが国体スキー会場に、モイワスキー場、アンヌプリスキー場

■第4期(通年型リゾート転換期 1980～2000年頃)

～ペンションブーム、バブル経済、国内大手資本の開発、ラフティング

■第5期(グローバル化初期 2000年～現在)

～オーストラリア人スキーリゾート長期滞在、外資による不動産開発

2021/3/7

2

出所：筆者作成

図1 ニセコ観光開発の120年

I：第5期のニセコ町の観光振興～史実・経過・現状・背景など

1. 外国人リゾート観光客の急増(2004年～)

～パウダースノー、オーストラリアのスキーヤー、アジア、尻別川、自転車

2. ニセコ町のリゾート観光開発の推移と現状(2009年～) **状況と課題①**

～大規模リゾート開発が急増し2019年に10件、川北地区から川南地区へ拡大

3. 「ニセコルール」の意義(2001年～) **状況と課題②**

～オフピステ、雪崩情報、雪崩ミーティング、ロープ、安全と自律の両立

4. 「ニセコ観光局」と「ニセコ観光圏」によるニセコエリア広域展開(2014年～)

～観光局(2町によるガバナンス志向)、観光圏(3町による受入環境の整備)

状況と課題③

2021/3/7

3

出所：筆者作成

図2 第5期のニセコ町の観光振興

このようにニセコ観光 120 年を簡単にレビューすると、その発端は、羊蹄山登山と温泉であり、今日の観光の象徴でもあるスキーはあくまで後発的なアトラクションであることが分かる。また、そのスキーも当初は羊蹄山の山スキーから始まっており、そのあとニセコ山系に広がった。つまりニセコエリアの観光史は、いわば山岳史の流れとして位置づけられるのである。

この中でも、特に注目を集めているのは、第5期に当たる直近 20 年の国際リゾート地としてのニセコエリアの躍進であろう。この 20 年間は、主に次の 4 つの変化で説明することができる。

3. 外国人観光客の急増

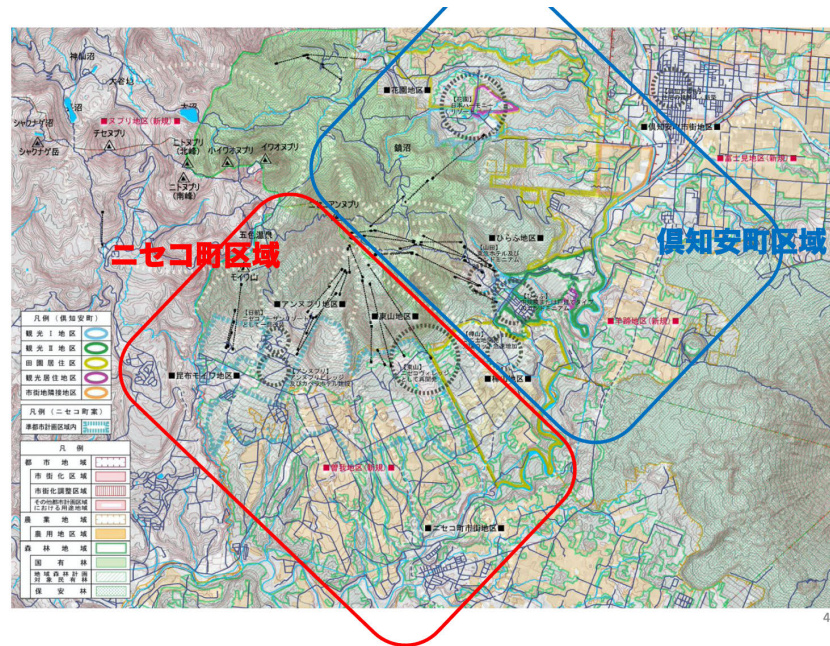
1 点目は、ニセコのパウダースノーに魅せられた外国人観光客の急増である。これは単に観光客が増えたという入込数の問題だけではなく、観光の質も従来とは根本的に異なるものが現れたことを意味する。従来、ニセコエリアを訪れていたスキー目的の日本人旅行者は短期滞在が主流であったが、オーストラリアからの旅行者は 2 週間ほどの長期滞在が非常に多い。この変化がヒラフスキー場から始まりニセコ町に及ぶのは 2004 年頃であり、これがニセコエリアの観光のあり方に非常に大きなインパクトを与えることになった。

このように、従来の日本人旅行者に代わって外国人旅行者が急増したことを受けて、2009 年前後から、長期滞在に耐えられるサービスの質や規模を備えたリゾートの新規開発が加速度的に進められるようになった。これが 2 つ目の変化である。また、日本人から外国人へという客層の変化は、スキーのスタイルの変化としても表出することになる。具体的には、外国人のスキーヤーの中で、ゲレンデから外に出て、バックカントリースキーあるいはサイドカントリースキーを楽しむニーズが増えてきたのである。これが 3 点目の変化である。このことによってオフピステの安全性の問題がクローズアップされることになり、このエリアで「ニセコルール」という非常に重要な仕組みが生まれる背景となった。

旅行者の質の変化とそれに対応する主として民間事業者の動きによる 3 つの変化に加え、政府部門にも政策上の変化が生じた。これが「観光局」および「観光圏」といった広域的なまとまりを目指す動きである。ニセコエリアを構成しているニセコ町と倶知安町そして蘭越町が、自治体間の連携を促進し、これらの変化に広域で対応していこうという動きを活発化させた。これが 4 つ目の変化である。

4. リゾート開発

ニセコ山系の俯瞰図を見ると、ニセコアンヌプリを三方から囲むような形でスキー場のリフトがハブ状に伸びていることが見て取れる。山頂を軸にして、一番大きなゲレンデが倶



2021/3/7

出所：筆者作成

図3 ニセコエリアの現況図

知安町域にあるニセコグラン・ヒラフである。さらに倶知安町にはもう一つ、ニセコHANAZONOリゾートがある。一方、ニセコ町には、ニセコビレッジスキーリゾート、ニセコアンヌプリ国際スキー場、そして隣のモイワ山にニセコモイワスキーリゾートがある。

もう1つこの地図が物語っているのは、各ゲレンデの裾野に宿泊施設やレストランなど、リゾートとしての主たる機能の集積がみられることである。リゾート市街地とゲレンデが至近距離にあることで空間上の一体性が高まっており、例えばホテルが1棟建つだけでもその影響がゲレンデやリゾート市街地を通じてこのエリア全体の自然環境に大きく及ぶ構造になっている。さらに、リゾート市街地の裾野には農地が広がっており、農地へのさまざまな影響も既に大きな社会問題となっている。そしてその最裾野には、尻別川が流れている。リゾート開発に関連する森林の伐採や排水の水質変化などが尻別川流域の生態系に影響を及ぼす可能性も、この地形図から読み取れる。

長期滞在の観光客が増えたことで大型リゾート施設の開発が非常に伸びていることを、時系列で示したグラフがある（図4）。2009年の開発案件はニセコビレッジ1件であったが、それから数年後の2015年から少しずつ開発が活発化し、2019年には10件にまで拡大していることが分かる。2020年は今のところまだ5件だが、さらなる伸びが見込まれる。

また、このグラフから読み取れる2019年以降の開発案件の内容にも注目したい。尻別川の北側は地元では川北地区と呼ばれ、2009年から2018年までのニセコ町におけるリゾート開発は全てこの川北地区で行われている。ところが2019年の10件は、川北地区は半数



出所：筆者作成

図4 ニセコ町内における大型開発プロジェクトの状況

に留まり、残り5件は川南地区、つまり尻別川南側の市街地や農村地帯にまで開発が拡大している。さらに2020年の5件は、うち4件が川南地区で、川北地区は1件だけである。開発内容も、ホテルやコンドミニアムだけではなく、食品関連工場やレストランなどの開発も増えている。これはリゾートに関連する施設群が、地理的範囲としても産業の構造としても拡大していることを意味している。

このような開発行為に関して、ニセコ町には2つの規制がある。

1つは、都市計画法に基づく準都市計画であり、もう1つは、ニセコ町独自の景観条例である。準都市計画というのは法に則った規制であり、数値的な基準がかなり明確に定められている。他方、景観条例というのはニセコ町独自のもので、数値的な観点よりもむしろ定性的な観点から規制を行うという性格が強い。特に、一定の規模以上の開発行為には住民説明会の開催による地元の住民との合意形成が義務づけられている。住民が、自分たちの近くに起こる開発行為をどう受け止め開発事業者との合意形成をはかるか、という点を重視したこうした仕組みは、ニセコ町まちづくり基本条例における「情報共有」と「住民参加」に基づくものである。

個人的には、この景観条例はニセコ町では比較的うまく機能していると評価している。このグラフは住民説明会を要した案件の数字のみを反映しており、これだけの数の開発案件に対して住民と開発事業者の合意形成に向けた話し合いがなされたことを意味している。先述のとおり開発件数自体が右肩上がり成長しておりその範囲も拡大しているが、当然

のことながらこれらは全て法的な基準をクリアした形で具体的な開発行為に着手しているものの、住民が反対することによってプロジェクト自体が中止になったり、開発主体が住民の意向に沿って構想を変更する場合も少なからず存在する。ニセコ町では、開発規制の法的な枠組みが情報共有と住民参加の機会を提供することにつながっていると言えるだろう。

他方で課題も多い。例えば、ニセコ町の住民が住民説明会に臨んで常に直面するのは、法的な基準を遵守している開発案件に対し、どのような根拠に基づいて自分たちの希望を伝えるのかという点である。住民も、単なる感情論で合意形成を図ることが難しいことは理解しており、自分たちが住んでいる地域の「将来像」に基づいて開発主体との合意形成を進める必要性を感じている。ところが、ニセコ町には、このような「グランドデザイン」はまだ存在しない。行政の最上位計画である第 5 次ニセコ町総合計画の最初に「グランドデザインを作る」ことが目的として明記されているとおり、住民だけでなく、町もその必要性については理解しているが、現時点ではいまだ着手されていない。

5. ニセコルール

次のキーワードは「ニセコルール」である。

ニセコルールを地図上に示したものが図 5 である。緑の線はリフト、赤い線は立入禁止区域、紺色の線で囲まれたところはゲレンデを指している。一般的に、スキー場ではゲレンデの中で滑らなければならないという、索道業法という法律に定められた、安全に滑るためのルールがある。ところが、ゲレンデの雪は踏み固められてしまうので、スキーが得意な人にとっては面白くない。そこに、バックカントリースキーといって、パウダースノーと呼ばれるようなフワフワした状態の斜面を滑りたいという需要が生じる。

そういった圧雪されていない斜面を滑るためにはゲレンデ外に出る必要があるが、先述のとおりそれは禁止されている。しかし壁などで物理的にアクセスを遮断されている訳ではないので、行こうと思えば行けてしまう。これが雪崩や遭難につながり死亡事故が起きる背景となっている。

そういった事故が多発したことを受けて、ニセコ在住の新谷暁生氏が中心となって地元住民と一緒に作り定着させてきたのが「ニセコルール」である。まず、ゲレンデの境界に張り巡らせてあるロープの外に出てはいけないというのが原則である。ただし、そのロープの途中に、ゲート 1、ゲート 2 といった具合にゲートが数カ所設けられており、このゲートからは出ても良いということになっている。ゲートの外は山林であり、基本的に誰が入っても良いところ、言い換えれば「自由な空間」がゲレンデの外にあることになる。規制された空間はゲレンデの内側にあり、その外に行くこと自体を規制するのではなく、これらの間にゲートを設けて出入りをコントロールするという発想である。

もちろん、常に全てのゲートが利用できる訳ではない。天候などを踏まえながら新谷氏を含む地元住民が長年の経験に基づいて雪崩の危険性を判断し、その予測情報を発信してお



出所：筆者作成

図5 ニセコールのゾーニング図

り、それによってゲートの利用可否を管理している。これらの情報は誰でも入手できるようウェブサイト等で発信され、ゲートの出入りのルールを守るよう、スキーヤーに協力をお願いしている。地域側が発信した情報を基にゲレンデの外に行って自由に滑るかどうかは各自が判断する、という仕組みである。

ゲレンデ内は索道事業法で管理されているが、ゲレンデの外は森林法による管理が行われる。つまり、土地利用のベクトルの違うこの2つの法律が、隣り合った2つのエリアに適用されていることになる。一方は規制、もう一方は自由という、ある意味では矛盾した目的を規定する法律の間を自由に行き来するということは、国としては簡単には容認できない。したがってゲートを介してのみ行き来を認めるという現状のニセコールを、国では公には許可していない。では、なぜ黙認しているかと言えば、それは地元関係者とスキーヤーの相互信頼によって醸成された関係に基づいたルールだからである。り、それによってゲートの利用可否を管理している。これらの情報は誰でも入手できるようウェブサイト等で発信され、ゲートの出入りのルールを守るよう、スキーヤーへの協力を依頼している。地域側が発信した情報を基にゲレンデの外に行って自由に滑るかどうかは各自が判断する、という仕組みである。

実はゲレンデ内は索道事業法で管理されているが、ゲレンデの外は森林法による管理が行われる。つまり、土地利用のベクトルの違うこの2つの法律が、隣り合った2つのエリアに適用されていることになる。一方は規制、もう一方は自由という、ある意味では矛盾した目的を規定する法律の間を自由に行き来するということは、国としては簡単には容認で

きない。したがってゲートを介してのみ行き来を認めるという現状のニセコルールを、国では公には許可していない。では、なぜ黙認しているかと言えば、それは地元関係者とスキーヤーの相互信頼によって醸成された関係に基づいたルールだからである。

6. 広域連携

最後に、観光局と観光圏というテーマから広域連携について触れる。

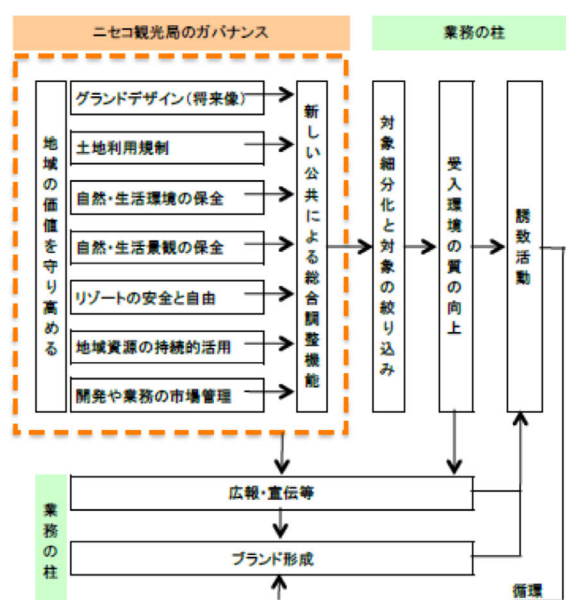
ニセコエリアには、ニセコ観光局とニセコ観光圏という名称の似通った 2 つの仕組みがあり、いずれも広域的な組織である。

ニセコ観光局は、ニセコ町と倶知安町で検討を進めているがまだ設立されていない。他方、ニセコ観光圏は、前出の 2 町に蘭越町が加わってすでに設立され事業を運営している。

ニセコ観光局に関しては、「中間報告」が 2013 年に出ている。観光局は、観光リゾート地としてのニセコエリアを持続的な形で管理するためのある種のガバナンス主体であり、環境保全と開発を両立させる仕組みとして検討してきた組織である。このガバナンスについて説明した図 6 によると、ニセコエリアのグランドデザイン、つまり将来像から始まって、土地利用規制、ニセコルールに代表されるリゾートの自由と安全、また開発や業務の市場管理ということも位置付けられている。これは、総量規制とかキャパシティ・コントロールを目的とした機能である。このような議論を踏まえ、総論としては両町間で合意されたが、各論における具体的な仕組みづくりの議論がなかなか進まず、今なお、足踏みしている。ニ

ニセコ観光局のガバナンス（『中間報告』より）

2021/3/15



7

出所：筆者作成

図 6 ニセコ観光局のガバナンス

セコ町と倶知安町は隣接し、同じニセコ山系を抱えているにもかかわらず、考え方がかなり違う。さらに観光局の検討は、行政組織と民間組織によって進められており、行政組織間の違いに加え、行政組織と民間組織の複雑な関係性も影響し、合意形成が成されていない。これをどのように解決するのかというのが、現状のニセコエリアが抱える大きな課題である。

7. 行政計画の進行管理と評価の仕組み

このようなニセコ町およびニセコエリアが置かれた観光の現状を踏まえた上で、2つめのテーマであるニセコ町観光振興計画のレビューを行いたい。

実は「第5次ニセコ町観光振興計画」の計画年度は2009年度から2018年度までである。次期計画を策定する上では、前計画の事業評価や各事業の進捗の確認が必要とされる。これまでは、計画の中に目標値こそ含まれており、その達成度の確認は行われてきたが、それらを計画の中で評価し事業の実施方針等に反映させ、実際に実行するというPDCAのサイクルはなかった。

この観光振興計画の上位計画が第5次ニセコ町総合計画であり、計画年度は2024年度までである。この総合計画の中には進行管理と評価の仕組みが組み込まれ、実際に機能している。総合計画であるため、当然、その中に観光に関する政策も含まれている。そのため、観光振興計画独自のPDCAサイクルはないものの、総合計画に基づいて観光振興計画の主要な部分を管理しているとは言える（図7）。

図8は、総合計画の進行管理と評価の仕組みを表したものである。ニセコ町の第5次総合計画は12年計画で、途中4年ごとの見直しを2回行うという考え方である。4年間というのは、町長の任期を意識して施策や事業の評価と見直しを行なうためである。そのほかに毎年全ての施策項目について担当原課がローリング²⁾を行う。毎年度、予算と事業内容、その成果が体系づけられており、行政組織の担当者による自己評価と合わせてローリングが実施されている。

この年1回のローリングの他に、2年に1度、必要に応じて施策の微調整が図られている。さらにこれらに加えて、4年に1回、住民に対するアンケート調査が行われている。幅広い領域の町政に対して住民がどう評価しているかについて、満足度評価という形でチェックしている。そして、この住民による外部評価と行政組織内の内部評価とを総合的に分析して、もう一度、各担当原課にフィードバックが行われる。その結果、目標値が上方あるいは下方修正されたりする。これが4年毎に行われる。

このように総合計画については一定程度、機能的、網羅的な評価の仕組みが機能しているが、同様の仕組みが観光振興計画には全く組み込まれていない。あくまでも総合計画の一環として観光関連の施策や事業が評価されることはあっても、観光振興計画に特化した評価とその結果の反映は行われていないのが現状であり、悩みでもある。

II：アウトプットとしての行政計画の関係性 ～総合計画と観光振興計画

1. 前「ニセコ町観光振興計画」(2009～2018)の評価と進行管理
～評価と進行管理は行ってこなかった(←評価指標を設定していない)
2. 「第5次ニセコ町総合計画」の評価と進行管理における観光分野の把握
 - 1) 評価と進行管理のフロー
～庁内ローリング(内部評価)と住民アンケート(外部評価)の組み合わせ
 - 2) 外部評価 ～住民アンケートから満足度評価指標と重視度指標の2軸で構成
 - 3) 内部評価 ～外部評価を参考に、現課で独自に目標値と実績評価を点数化
3. 現「第5次総合計画」と「観光振興計画」の関係性のこれまで
～施策の体系は整合取れていないが、類似内容で照合するよう関連付け
～総合計画の年次ローリングの中で上記観点から現課で評価と進行管理
「観光振興計画」の評価と進行管理に還元していない ➡**状況と課題④**

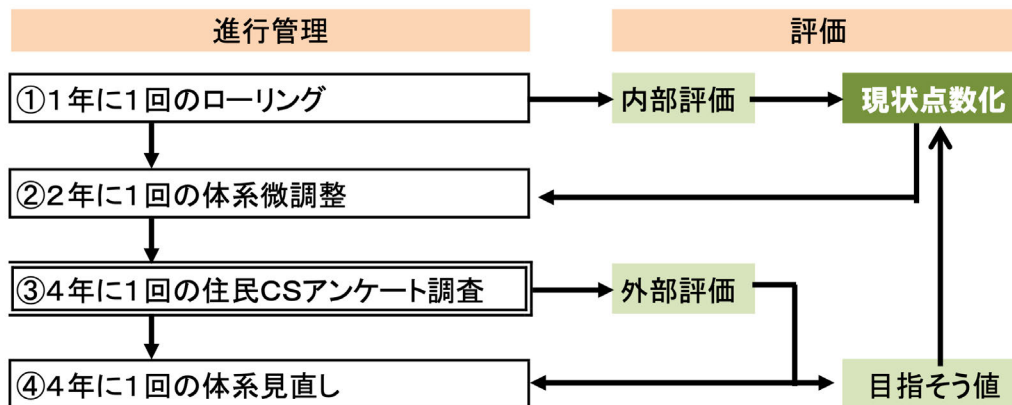
2021/3/7

8

出所：筆者作成

図7 アウトプットとしての行政計画の関係性

(1) 評価と進行管理のフロー



2021/3/15

9

出所：筆者作成

図8 評価と進行管理のフロー

前出のアンケート調査をもとに、観光関連施策の住民の評価を分析した。

図9は、「観光」についての8つの質問項目について、4段階の尺度、満足度別の割合の加重平均と増減、「観光全体の満足度」に対する影響度とその類型を表している。つまり、「産業間連携」や「観光イベント」等の個別の項目における満足度が、ニセコ町の観光全体の満足度に対してどの程度寄与（影響）しているのかを多変量解析により定量的に分析した。

満足度の高低と影響度の大小の2軸で分析した図を見ると、「13.5 国内や海外からの観光客に対する住民のおもてなしについて」、「13.6 大規模なリゾート開発の進め方について」、「13.7 リゾート観光エリアと市街地商店街の経済循環について」の3項目が第Ⅳ象限に入ることが分かる。この第Ⅳ象限は、「評価は低いに影響度は大きい」項目であり、換言すれば、観光全体の評価を向上する上で政策効果の高い施策である。上部の表の右端にある「影響度の類型の変化」とは、この象限が過去3年でどの程度変化したかを表しており、特に「13.6 大規模なリゾート開発の進め方について」、「13.7 リゾート観光エリアと市街地商店街の経済循環について」については安定的に第Ⅳ象限に位置づけられていることが分かる。これは、大規模なリゾート開発の進め方について住民が非常に不安に思っていたり、リゾートエリアへの誘客が地元の商店街に具体的な恩恵をもたらしていないと住民が考えていることを示唆している。なお、これらの評価と進行管理については、総合計画を担当している企画環境課が、全ての課の内部評価の点数と合わせて一覧表にしてホームページ上で公開している（図10）。

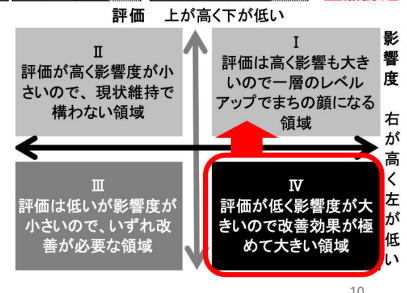
こうした評価制度による定量的な分析結果と、各課の担当者が日常的な業務の中で定性的に受け止めている政策課題は概ね一致しているというのが現時点での行政組織内部の声である。こうした評価制度を観光振興計画に特化して導入するべきではないかと考えている。

総合計画の評価制度において見られた観光政策の重点課題がリゾート開発のあり方と地域産業との循環であったことから、新たな観光振興ビジョンの中では、自然生態系や地域経済の持続性を重要な観点とする「持続可能な観光」が大きなテーマとなると思われる。

この観点から、考察をもう一歩先に進めたい。

(2) 外部評価による評価指標

平成27年度のアンケート調査における設問項目					ニセコ町全体の満足度の平均値				ニセコ町全体の影響度(標準化偏回帰係数の偏差)				影響度の類型の変化(※注)		
	満足	やや満足	やや不満	不満	1	2	3	4	2010	2015	2019	増減	2010	2015	2019
観光に関する次の項目について															
1 農業など他産業と連携する観光産業が活性化しているか	9.5%	43.0%	34.0%	13.4%	44.5	50.9	49.6	-1.3	-0.10	-0.01	-0.03	-0.02	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ
2 魅力的なイベント等による新たな観光の掘り起こしについて	8.6%	35.7%	37.9%	17.9%	43.1	46.4	45.0	-1.4	-0.03	0.08	-0.10	-0.18	Ⅲ	Ⅳ	Ⅲ
3 会議、視察、大会、展示会などの誘致と開催について	8.9%	38.0%	35.0%	18.1%	41.0	45.9	4.9		-0.07	-0.02	0.05		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
4 周辺町村との広域的な観光振興が行われているか	8.6%	32.4%	40.4%	18.6%	40.4	43.6	43.6	0.0	-0.04	-0.10	-0.11	-0.01	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
5 国内や海外からの観光客に対する住民のおもてなしについて	8.4%	39.8%	35.8%	16.0%	43.3	48.5	46.9	-1.6	0.02	-0.06	0.01	0.07	Ⅳ	Ⅲ	Ⅳ
6 大規模なリゾート観光開発の進め方について	6.8%	23.6%	33.9%	35.8%	31.6	37.2	33.8	-3.4	0.15	0.11	0.04	-0.07	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ
7 リゾート観光エリアと市街地商店街の経済循環について	5.2%	16.7%	41.5%	36.6%	28.9	30.1	1.2		0.06	0.21	0.15		Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ
8 「観光」全体についての満足度は？	6.0%	34.4%	38.3%	21.3%	42.0	44.4	41.7	-2.8					重点課題		



2021/3/7

10

出所：筆者作成

図9 外部評価による評価指標

(3) 内部評価による評価指標

戦略推進プラン			策定時の評価(満足度)								4年後(H27)の目標値	8年後(H31)の目標値	12年後(H34)の目標値	重視度β(※)			指標となる項目(アンケート項目)
プランの領域	CODE	戦略ビジョンを構成する政策項目	2012(H24)	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31/R1)				H22	H27	R1	
観光	8-①	農業・商業・工業と連携しながら、地域全体で観光客を受け入れる体制をつくる	40	45	60	43.6	45	50	52	55	55	60	70	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ	広域的な観光振興
	8-②	多様な組織や人々が連携して国内外観光客の受け入れ環境を向上させる	43	50	60	48.5	50	55	57	59	55	60	70	Ⅳ	Ⅲ	Ⅳ	観光客への住民のおもてなし
	8-③	各国・各地域に合わせてニセコ町の紹介の仕方を考える	43	55	60	46.4	50	50	53	55	53	60	70	Ⅲ	Ⅳ	Ⅲ	観光需要の掘り起こし
	8-④	リゾート観光エリアと市街地商店街等が連携するための構想を描く				28.9	35	40	45	45		60	70		Ⅳ	Ⅳ	リゾート地域と市街地のつながり
	8-⑤	リゾートやビジネスの国際化をもとに会議などを誘致する				41.0	45	45	55	60		50	60		Ⅲ	Ⅲ	MICEの誘致
	8-⑥	MICEを支える地域住民の活躍の場をつくる				48.5	50	55	55	60		60	70	Ⅳ	Ⅲ	Ⅳ	住民による観光客のおもてなし
	8-⑦	外国人リゾート客などを対象とするさまざまなビジネスやサービスを展開する				41.0	45	45	45	45		50	60		Ⅲ	Ⅲ	MICE開催

2021/3/7

11

出所：ニセコ町企画環境課

図10 内部評価による評価指標

注

- 1) 本稿では、ニセコエリアとは、ニセコ町と隣町の倶知安町、蘭越町3町の全域を指す。ニセコ山系を有し、広域での共通性と狭域の独自性により複合的なエリアを形成している。
- 2) ローリングとは長期計画と現状の差を埋めるために、施策や事業を見直したり、部分的な修正を行うことを意味する。

文 献

新谷暁生

2017 『ニセコルールと雪崩問題の整理』ニセコ雪崩調査所。

倶知安町史編纂委員会

1995 『倶知安町百年史』倶知安町。

ニセコ町

2009 『ニセコ町観光振興計画』ニセコ町。

2019 『第5次ニセコ町総合計画第2次見直し版』ニセコ町。

ニセコ町百年史編さん委員会

2002 『ニセコ町百年史』ニセコ町。

ニセコ観光局プロジェクト検討協議会

2013 『「ニセコ観光局」のあらまし』ニセコ観光局プロジェクト検討協議会。

ウェブサイト

ニセコ町

2020 「ニセコ町観光統計」, (2020年8月1日取得, <https://www.town.niseko.lg.jp/resources/output/contents/file/release/881/10183/R1irikomi.pdf>) .

